
令和6年12月23日 部長会議

開催日時 令和6年12月23日(月) 午前9時00分から午前9時15分まで

開催場所 庁議室

出席者 市長、辻川副市長、南川副市長(総務部長事務取扱・法令遵守監事務取扱)、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、建設部技監、建設部長、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 なし

議事概要 下記のとおり

1. 市長訓示

- ・先週末で11月定例会市議会が閉会した。一般質問や各委員会の対応について感謝する。審議の過程で議員よりあった意見、提言については、今後の施策推進に反映していただくようお願いする。
- ・今年も残すところ、仕事納めまであと1週間余りとなった。職員の皆さんには、この一年、それぞれの担当業務に精励いただき、感謝する。年末年始も市民生活を守っていただく施設や所属については、御苦労をおかけするが宜しく願います。職員の皆さんには、年末年始に一年の疲れを癒し、来年に向けて英気を養っていただくとともに、日頃から皆様を支えてくださっている御家族に感謝し、御家族とともに健やかな新年を迎えられることを、また、年明けには皆さんとともに良いスタートを切れることを願っている。

2. 重要報告

(1)財務書類(令和5年度決算)について

【資料:報1-1・2】

【南川副市長(総務部長事務取扱・法令遵守監事務取扱)から資料に基づき説明】

- ・令和5年度の決算状況から財務書類3表を作成した。本市では、平成28年度決算から総務省が示す「統一的な基準」で作成している。
- ・【報1-1】の左「貸借対照表」について、昨年度からの主な資産の増要因や負債の減要因は記載のとおり。資産については、有形固定資産のうち、新規で取得した市立プールや道路などのインフラ資産が減価償却費を上回ったことや、基金の積立により流動資産が増加したことにより、約19億増加した。負債については、市債の新規の借入を抑制したこと、併せて償還が進んだ結果、約10億円の減となり、結果として純資産が29億円増えた。
- ・【報1-1】の真ん中「行政コスト計算書および純資産変動計算書」について、市立プールの整備等により国県等の補助金が増加したことや税収の増加により、財源等が21億円増額になったことから、純行政コストの490億円を賄うことができ、結果として純資産が29億円増えたことで、将来世代も利用可能な資源を貯蓄することができた。
- ・【報1-1】の右「資金収支計算書」について、収入額が支出額を上回った結果、令和5年度末の資金残高は6億円となった。
- ・【報1-2】のP9～10に他の自治体との比較を記載している。

- ・「有形固定資産減価償却率」は将来世代に引き継ぐ資産はどれくらいあるかを表す指標である。この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいることを示している。本市の有形固定資産減価償却率は56.9%となっており、昨年度より1.8ポイント増加したことから、施設の老朽化は進んでいるものの、R4決算での比較ではあるが、他団体と比べると県内平均、類団平均ともに下回っており、他の団体ほど老朽化は進んでおらず、一定の設備投資をしている状況にあるといえる。
- ・「純資産比率」および「将来世代負担比率」は現世代と将来世代との負担の分担をみる指標である。「純資産比率」は、この比率が高いほど財政状況が健全であるといえ、本市の純資産比率は79.2%となっている。R4決算での比較となるが、他団体と比較して高い状況である。「将来世代負担比率」は、この比率が高いほど将来の世代が負担する割合が高くなるものである。本市の将来世代負担比率は20.7%となっており、他団体と比較しても低く、本市の財政状況は、比較的健全であるといえることができる。
- ・【報1-2】P10の一番上、貸借対照表の負債を市民一人あたりに置き換えた「市民一人あたり負債額」は、333,718円となっており、他団体と比較しても低い。その下、受益者の負担水準を表す「受益者負担比率」は、4.9%となっており、他団体と比較して高くなっているが、本市では、3~5年に一度、市民負担の公平性および受益と負担の適正化の観点から使用料・手数料などを見直しており、適正な受益者負担になっているものと考えている。一番下の「市民一人当たり行政コスト」は、351,024円で、昨年度より増加しているが、他団体より低く、比較的効率の良い行政活動が行えているものと考えている。
- ・これらのことから、本市の財政状況については、総じて健全な状態が保たれているものと分析している。
- ・当該内容について、本日午後に正副議長へ説明後、各議員へポスティングを行う予定をしている。

(2) 草津市まちなか交流施設の開館時間の変更について

【資料:報2-1-2】

【環境経済部長から資料に基づき説明】

- ・草津市まちなか交流施設の開館時間について、利用状況を鑑みて、現状の「午前9時30分～午後6時」の開館時間を「午前9時～午後5時」に変更を行う。
- ・本件については、草津市まちなか交流施設運営協議会でも御意見をいただき、内諾をいただいている。
- ・本日午後に議会報告を行った後、規則改正をし、令和7年4月1日から変更を行おうとするもの。

3. その他

【総合政策部長より】

(理事者協議等にかかる資料のデータ化について)

- ・業務負担や環境負荷の軽減を図るため、理事者協議等にかかる資料のペーパーレス化を行う。
- ・担当部署で、別添の「理事者協議等様式」により、論点を明確化した簡単なポイントの資料を作成し、協議の前日正午までに秘書課へメールで提出いただくという運用になる。協議の際、理事者は自身のパソコンで見ていただくか、理事者の前にディスプレイを置くので、それで見ってもらうことになる。必要に応じて大型ディスプレイの使用も可能。
- ・説明する原部の資料は、パソコンでも良いし、しばらくは紙資料でも良い。
- ・データ化の対象資料は、市長および副市長との協議時に用いる資料。いずれはタブレットの導入も検討しているが、まずは協議資料のデータ化というところを進めていきたい。
- ・本日インフォメーションに詳細を掲載して庁内周知し、年明け1月6日から運用開始する。
- ・前日までに資料を提出いただくことになり、これまでの理事者協議とスケジュール感が変わるので御留意いただきたい。ただし、緊急を要するものは紙資料もあり得るので、その際は秘書課と調整いただきたい。

(「草津市定員管理計画」の策定について)

【非公表事案のため、記録なし】

【子ども未来部長より】

(「草津市こども・若者計画(案)」令和6年11月25日開催令和6年度第4回子ども・子育て会議における変更箇所について)

- ・「草津市こども・若者計画(案)」については、11月12日の部長会議で中間協議をいただき、年明けからパブリックコメントを実施する予定であるが、中間協議の時点から変更点が2点あるので報告する。
- ・11月25日に開催した子ども・子育て会議での意見を受け、計画の基本理念に注目してもらえるよう、「基本理念」の記載順を変更した。
- ・いわゆる「こども誰でも通園」に関する数値目標について、11月に開催された国の説明会において、算出等の考え方は令和7年度夏頃に示されるとの説明があったため、表を削除し、改めて設定する旨の注釈を記載するよう変更した。
- ・上記を変更した内容で今後パブリックコメントにかけていくので御承知おきいただきたい。また、「草津市こども・若者計画(案)」に関連して、全庁的に「子ども」の表記を「こども」に見直す通知を今後発出するので併せて御承知おきいただきたい。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp